

福井県教育総合研究所研修室等貸出取扱要領

(目的)

第1条 福井県教育総合研究所が所管する研修室等の貸出し（以下「持込研修」という。）について、必要な事項を定め、適正運用を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 本県の教職員を対象とした研究会、研修会、および、教育総合研究所所長が特に認めたものとする。

(貸出施設)

第3条

貸出施設	定員	貸出施設	定員
講師室	4人	電気研修室	20人
図画工作・美術研修室	48人	I C T研修室	40人
第1研修室	36人	家庭科研修室	48人
第2研修室	36人	大講義室	195人
書写・書道研修室	24人	第3研修室	54人
交流室	72人	第4研修室	90人
音楽研修室	24人	101会議室	4人

(貸出備品)

第4条 プロジェクターおよびスクリーン
パソコンについては、原則として貸出しをしない。ただし、やむを得ない場合はネットワークに接続しないことを条件に貸出を認める。

(貸出時間)

第5条 平日の午前9時から午後17時までとする。

(使用料)

第6条 持込研修にかかる使用料および光熱水費は免除する。

(受付)

第7条

- (1) 教育総合研究所が実施する基本研修、教職員研修講座等を優先するため、受付は、前年度の1月から開始する。ただし、教育総合研究所の事業が確定する3月までの間は事前受付のため、貸出できない場合がある。
- (2) 研修室等の使用希望者は、事前に管理室に連絡し、担当者と協議を行う。

ただし、会場が空いていても、その日に研修の参加者が200名を超える場合は、駐車場の台数に限りがあるので、貸し出すことはできない。

- (3) 協議の結果、貸出しが可能となった場合、使用希望者は速やかに「持込研修申請」紙様式1) (福井県教育総合研究所のホームページに掲載) に、参加予定者数などの必要事項を記載の上、開催要項を添えて、教育総合研究所管理室に提出する。

(承認)

第8条 承認した場合は、申請者に、「持込研修承認書」(別紙様式2) を発行する。

(承認条件)

第9条

- (1) 使用者は、使用物件を使用目的および用途以外に使用することができない。
- (2) 使用者は、その使用する権利を譲渡し、または転貸することができない。
- (3) 使用者は、福井県教育総合研究所長の許可を受けずに使用物件の現状を変更し、またはこれに他の工作物等を附加することができない。
- (4) 使用者は、使用区域内において、危険物等を取り扱い、他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
- (5) 使用者は、その責に帰すべき事由により使用物件に損害を及ぼしたときは、福井県教育総合研究所長の指示する損害金を賠償しなければならない。ただし、使用物件を原状に復した場合は、この限りでない。
- (6) 福井県教育総合研究所長は、次に掲げる場合には、使用の許可を取り消すことができる。
 - イ 公用または公共用に供するため必要を生じた場合
 - ロ 許可の条件に違反する行為があると認めた場合

(その他)

第10条 本条件に関し、疑義のあるとき、その他物件使用について疑義を生じたときは、すべて福井県教育総合研究所長の決定するところによる。

附則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。